

中分類 29 — 一般機械器具製造業

総 説

この中分類には、電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具、武器を除く一般機械器具を製造する事業所が分類される。機械の中に組み込まれているか、又は、容易に取り外すことのできるような原動機で動かされる機械類は民生用電気機械器具を除いて本分類に含まれる。

また、動力付手持工具、可搬式工作機械を製造する事業所はここに含まれるが、手道具を製造する事業所は中分類 28—金属製品製造業〔2823〕に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

291 ボイラ・原動機製造業

2911 ボイラ製造業

主としてボイラ及び附属品を製造する事業所をいう。

主として加熱用としての温水ボイラを製造する事業所は中分類 28〔2833〕に分類される。

○工業用ボイラ製造業；原動機用ボイラ製造業；発電用ボイラ製造業

×温水ボイラ製造業〔2833〕

2912 蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）

主として蒸気機関、蒸気タービン、水車及び水力タービン、ガスタービンを製造する事業所をいう。

主として機関車の製造、改造を行う事業所は中分類 31〔3121〕に、ターボゼネレータを製造する事業所は中分類 30〔3011〕に分類される。

○蒸気機関製造業；蒸気タービン製造業；水力タービン製造業

×機関車製造業〔3121〕；タービンゼネレータ製造業〔3011〕

2913 はん用内燃機関製造業

主として一般用の内燃機関を製造する事業所をいう。

主として自動車用及び自転車用エンジンを製造する事業所は中分類 31〔3113〕に、船用機関を製造する事業所は中分類 31〔3145〕に、航空機用エンジンを製造する事業所は中分類 31〔3152〕に分類される。

○はん用ガソリン機関製造業；はん用石油機関製造業；はん用ディーゼル機関製造業；はん用ガス機関製造業

×自動車用内燃機関製造業〔3113〕；二輪自動車用内燃機関製造業〔3113〕；船用内燃機関製造業〔3145〕；航空機用内燃機関製造業〔3152〕

2919 その他の原動機製造業

主として他に分類されない原動機を製造する事業所をいう。

主な製品は、水車(水力タービンを除く)，風力機関，圧縮空気機関などである。

○風力機関製造業；圧縮空気機関製造業；水車製造業(水力タービンを除く)；特殊車両エンジン製造業

×蒸気かん製造業〔2843〕

292 農業用機械製造業(農器具を除く)

2921 農業用機械製造業(農器具を除く)

主として耕うん，整地，栽培，管理，収穫，調整用，その他の農業用に使用される機械(トラクタを除く)を製造する事業所をいう。

主として農業用手道具を製造する事業所は中分類 28〔2827〕に分類される。

○農耕用機械製造業；動力耕うん機製造業；は種機械製造業；刈取機械製造業；碎土機製造業；噴霧機・散粉機製造業；脱穀機製造業；除草機製造業；わら加工用機械製造業；飼料・穀物乾燥機製造業；ふ卵装置製造業；育すう装置製造業；ガーデントラクタ製造業；電気ふ卵器製造業

×農器具製造業〔2827〕；トラクタ製造業〔2932〕；集材機械製造業〔2969〕

293 建設機械・鉱山機械製造業（建設用・農業用・運搬用トラクタを含む）

2931 建設機械・鉱山機械製造業

主としてしゅんせつ(浚渫), 発掘, 道路及び航空港建設並びに油井及び井戸の掘削などの土木建設及び鉱山業に使用される重機械器具並びに鉱山及び一般産業に使用される破碎機, 摩碎機及び選別機を製造する事業所をいう。

○建設機械・同装置・部分品・附属品製造業；鉱山機械・同装置・部分品・附属品製造業(ピット, スペード, スチールなど)；さく井機械製造業；エキスカベータ製造業；タンバーカ製造業；油田用機械器具製造業；ロードローラ製造業；コンクリートミキサ製造業；ふるい分機製造業；破碎機製造業；選別機製造業；選鉱装置製造業

×クレーン製造業〔2974〕；炭車製造業〔3191〕；ダンプトラック製造業〔3111〕；遠心分離機製造業〔2978〕

2932 トラクタ製造業

主として建設用, 運搬用及び農業用トラクタを製造する事業所をいう。

ただし, ガーデントラクタを製造する事業所は小分類292〔2921〕に分類される。

○建設用トラクタ製造業；運搬用トラクタ製造業；農業用トラクタ製造業

×ガーデントラクタ製造業〔2921〕

294 金属加工機械製造業

2941 金属工作機械製造業

主として金属塊から切削加工製品を製造する工作機械類を製造する事業所をいう。

主な製品は, 旋盤, ボール盤, 中ぐり盤, フライス盤, 平削盤, ブローチ盤, 研削盤, 歯切及び歯車仕上機械, 形削盤, ホーニング及びラップ盤, 金切のこ盤などである。

○金属工作機械製造業；旋盤製造業；ボール盤製造業；フライス盤製造業；研削盤製造業；歯切盤製造業；歯車仕上機械製造業；のこ歯研削盤製造業

×鍛造機械製造業〔2942〕；金属プレス機械製造業〔2942〕；工作機械部分品・

附属品製造業〔2943〕；タップダイス製造業〔2944〕；機械工具製造業〔2944〕；
切削工具製造業〔2944〕

2942 金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）

主としてプレス，鍛造，屈曲，圧延，切断を行う機械を製造する事業所をいう。

これらの機械の成形作業は切削工具によらないものである。

主な製品は，圧延機械，線引機，製管機，ベンディングマシン，液圧プレス，機械プレス，せん断機，鍛造機，ワイヤフォーミングマシン，人力プレス，ガス溶接機などである。

主として電気溶接機を製造する事業所は中分類30〔3015〕に分類される。

○圧延機械製造業；線引機製造業；製管機製造業；プレス機械製造業；せん断機製造業；鍛造機製造業；ガス溶接機製造業；巻線機（コイルワインディングマシン）製造業

×電気溶接機製造業〔3015〕；ダイカストマシン製造業〔2965〕；金属加工機械部分品・附属品製造業〔2943〕

2943 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具，金型を除く）

主として金属工作機械並びに金属加工機械用部分品及び附属品を製造する事業所をいう。

主な製品は，(1) 旋盤，ボール盤，中ぐり盤，フライス盤，
その他の工作機械用部分品及び附属品 (2) 金属圧延用ロール，
ダイピン類及びダイスプリングなどである。

○金属工作機械部分品製造業；金属加工機械部分品製造業；金属圧延用ロール
製造業

×治具製造業〔2944〕；金型製造業〔2996〕

2944 機械工具製造業（粉末や金業を除く）

主として動力付の手持工具，切削工具，工具保持器，治具などを製造する事業所をいう。

主な製品は、(1) 電動工具、空気動工具 (2) ブローチ、カッタ、バイト、ビット、ドレッサ、ドリル、リーマ、タップ、ダイス、ダイヤモンド工具、超硬工具、その他の切削工具 (3) アーバ、コレット、ソケットその他の工具保持器などである。

主として手道具（動力付きを除く）を製造する事業所は中分類 28〔2823〕に、超硬チップを製造する事業所は中分類 28〔2861〕に分類される。

○特殊鋼工具製造業；治具製造業；ダイヤモンド工具製造業；超硬工具製造業；切削工具製造業；動力付手持工具製造業（ドリル、びょう打ハンマ、グラインダなど）

×手道具製造業〔2823〕；工業用計量器製造業〔321〕；超硬チップ製造業〔2861〕

295 織維機械製造業

2951 紡績機械製造業

主として織維原料から糸を製造する機械を製造する事業所をいう。

主な製品は、紡績機械、蚕糸機械、紡績用準備機械などである。

○綿・スフ紡績機械製造業；毛紡績機械製造業；麻紡績機械製造業；絹紡績機械製造業；ねん糸機械製造業；紡績準備機械製造業；蚕糸機械製造業；織維そりゅう（櫛梳）機械製造業

2952 織機・編組機械製造業

主として編機、組機、織機、レース機械、刺しゅう機械、製網機械、製綱機械のような織物・編物製造機械を製造する事業所をいう。

主として毛糸手編機械を製造する事業所は小分類 298〔2983〕に分類される。

○綿織機製造業；絹・人絹織機製造業；麻・毛織機製造業；自動織機製造業；特殊織機製造業（リボン、ピロード、じゅうたんなど）；製ちゅう（紐）機製造業；ニット（メリヤス）機械製造業；製網機械製造業；製綱機械製造業；レース機械製造業；刺しゅう機械製造業

×金属織物用機械製造業〔2969〕；金網製造機械製造業〔2969〕；鋼索機械製造

業〔2969〕；毛糸手編機械製造業〔2983〕

2953 染色整理機械製造業

主として精練、染色、なっ染、乾燥機械などの糸及び織物の処理、仕上機械を製造する事業所をいう。

○纖維精練・漂白機械製造業；染色機械製造業；なっ染機械製造業；精練機械製造業（織物）；漂白機械製造業（織物）；織物仕上機械製造業；織物乾燥機械製造業

2954 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業

主として纖維機械の部分品、取付具及び附属品を製造する事業所をいう。

主な製品は、紡績機械部分品、織物機械部分品、染色及び整理機械部分品、スピンドル、針布、シャットル、ワイヤーヘルト、ジャカード、おさ、木管、ドロッパ、チンローラ、フルテッドローラ及びリングなどである。

主としてミシン部分品を製造する事業所は小分類298〔2982〕に分類される。

○紡績機械部分品製造業；織物機械部分品製造業；染色・整理機械部分品製造業；スピンドル製造業；針布製造業；シャットル製造業；ジャカード製造業；おさ製造業；木管製造業（紡績用のもの）；ドビー製造業；メリヤス針製造業；ノズル（紡績用）製造業

×ノズル（配管用）製造業〔2831〕；ミシン部分品製造業〔2982〕；編針製造業〔3454〕

296 特殊産業用機械製造業

2961 食料品加工機械製造業

主として食料品加工機械を製造する事業所をいう。

主な製品は、パン製造機械及び装置（パン切り機械、巻付け機械、混合機）、チョコレート及び製菓機械、酪農品製造機械及び装置、牛乳処理機械及び装置、アイスクリーム製造機械、ミルクぎょう結蒸留機械及び装置、精米機械、製粉機械、製糖機

械、コーヒーあぶり機械、コーヒー粉碎機械、インスタントコーヒー製造機械、食料切削・粉碎・混合・切断機械、南京豆ほうう焼機械、はじきとうもろこし製造機械並びにその部分品、附属品などである。

主として缶、瓶などに充てんする機械装置及び同部分品、附属品を製造する事業所は細分類〔2997〕に、冷凍機械を製造する事業所は小分類 298〔2984〕に分類される。

○精穀機械・同装置製造業：製粉機械製造業；製めん（麵）機械製造業；搾油機械製造業；水産加工機械製造業；畜産加工機械製造業；酪農製品製造機械・同装置製造業；アイスクリーム製造機械・同装置製造業；牛乳・乳製品加工機械製造業；菓子製造機械・同装置製造業；食料品加工機械・同部分品・附属品製造業；醸造機械製造業

×冷凍機械製造業〔2984〕；缶詰機械製造業〔2997〕；瓶詰機械製造業〔2997〕；充てん機械製造業（缶詰、瓶詰など）〔2997〕

2962 木工機械製造業

主として木工機械及び運搬が容易な電動式木工機械を製造する事業所をいう。

主としてかんな、おの、小刀、手引のこぎり及びのこ刃を製造する事業所は中分類 28〔2823, 2826〕に分類される。

○製材機械製造業；木工旋盤製造業；ベニヤ機械製造業；自動かんな製造業；繊維板機械製造業

×木工手道具製造業〔2823〕；手引のこぎり・のこ刃製造業〔2826〕；目立機械製造業〔2969〕

2963 パルプ装置・製紙機械製造業

主としてパルプ、紙及び板紙製造に用いる機械を製造する事業所をいう。

主として印刷・製本業用の機械を製造する事業所は細分類 2964 に分類される。

○パルプ製造機械・同装置製造業；製紙機械・同装置製造業

×印刷・製本機械製造業〔2964〕

2964 印刷・製本・紙工機械製造業

主として印刷所、製本所、紙工品製造事業所などで用いる機械を製造する事業所をいう。

○印刷機械・同装置製造業（事務用を除く）；石版印刷機械・同装置製造業；亜鉛版印刷機械製造業；製本機械・同装置製造業；植字機・同装置製造業；活字鋳造機製造業；電気版機械製造業；印刷用ローラ製造業

×染色機械製造業〔2953〕；事務用印刷機械製造業〔2981〕；活字製造業〔1942〕；腊写版用ローラ製造業〔3449〕

2965 鋳造装置製造業

主として鋳造装置を製造する事業所をいう。

○鋳造装置製造業；造型装置製造業；注湯装置製造業；製品処理装置製造業；砂処理装置製造業；ダイカストマシン・同附属装置製造業

2966 プラスチック加工機械・同附属装置製造業

主としてプラスチック加工機械、同附属装置を製造する事業所をいう。

主として混練混合機を製造する事業所は小分類 297〔2978〕に分類される。

○圧縮成形機製造業；射出成形機製造業；押出成形機製造業；中空成形機製造業；カレンダ製造業（プラスチック加工用）；真空成形機製造業；合成樹脂用溶接機・同応用装置製造業；その他の合成樹脂加工機械製造業（タブレットマシン、ペレット装置、グラニュレータ、コーティング機など）

×混合機製造業〔2978〕；インテングミキサ製造業〔2978〕；ニーダ製造業〔2978〕；ブレンダ製造業〔2978〕

2969 その他の特殊産業用機械製造業

主として他に分類されない特殊な産業用機械を製造する事業所をいう。

主な製品は、繰綿機、帽子製造機、白熱電球製造装置、革処理機、たばこ製造機械、ゴム製品製造機械、製靴機械、石工機

械などである。

- 縫綿機械製造業；帽子製造機械製造業；皮革処理機械製造業；ゴム製品製造機械製造業；たばこ製造機械製造業；製靴機械製造業；石工機械製造業；製瓶機械製造業；鉛筆製造機械製造業；産業用銃製造業；捕鯨砲製造業；集材機械製造業；金網製造機械製造業；自動選瓶機械製造業；のり刈取機械製造業；自立機械製造業
- ×ミシン製造業〔2982〕；菓子製造機械製造業〔2961〕；プラスチック加工機械製造業〔2966〕；アンプル充てん機械製造業〔2997〕

297 一般産業用機械・装置製造業

2971 ポンプ・同装置製造業

主として家庭用ポンプを含む一般産業用ポンプ及びポンプ装置を製造する事業所をいう。

主として油圧ポンプを製造する事業所は細分類2977に、ガソリン給油所の計量ポンプを製造する事業所は中分類32〔3212〕に分類される。

- 手動ポンプ製造業；動力ポンプ製造業；家庭用ポンプ製造業；消防用ポンプ製造業；船用ポンプ製造業
- ×ガソリンスタンド用計量ポンプ製造業〔3212〕；航空原動機用ポンプ製造業〔3152〕；油圧ポンプ製造業〔2977〕

2972 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業

主として空気及びガス圧縮機、送風機並びに排風機を製造する事業所をいう。

主として冷凍機、空気調節装置を製造する事業所は小分類298〔2984〕に分類される。

- 圧縮機製造業；吹付機械製造業；ふいご製造業；送風機製造業；排風機製造業；真空ポンプ製造業
- ×冷凍機製造業〔2984〕；空気調節装置製造業〔2984〕

2973 エレベータ・エスカレータ製造業

主として旅客又は貨物用エレベータ、エスカレータなどを製

造する事業所をいう。

主として商工業用コンベヤ装置を製造する事業所は細分類 2974 に分類される。

○エレベータ製造業（旅客又は貨物用のもの）；エスカレータ製造業

×コンベヤ製造業〔2974〕

2974 荷役運搬設備製造業

主として工場、倉庫、鉱山、その他産業用のコンベヤ及び荷役運搬設備を製造する事業所をいう。

主としてエレベータ及びエスカレータを製造する事業所は細分類 2973 に分類される。

○コンベヤ製造業；ローラーコンベヤ製造業；クレーン製造業；貨物取扱装置製造業；巻上機製造業；自動立体倉庫装置製造業；索道製造業；スキーリフト製造業

×エレベータ製造業〔2973〕；エスカレータ製造業〔2973〕；産業用ロボット製造業〔2998〕

2975 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）

主として鎖伝導、変速機、減速機、歯車、クラッチ（機械形、水力形、磁力形）、シャフト、軸受（玉及びころ軸受を除く）を製造する事業所をいう。

ただし、上記の部分品で自動車の機械的動力伝導装置の製造を行うものは中分類 31〔3113〕に、玉及びころ軸受の製造を行うものは小分類 299〔2994〕に分類される。

○歯車製造業（プラスチック製を含む）；軸・軸けい（頸）類製造業；平軸受・同部分品製造業；ベルト調車製造業；軸受製造業（玉・ころ軸受以外のもの）；動力伝導用鎖製造業（機械用、自転車用、オートバイ用）；滑車製造業

×軸受製造業（玉・ころ軸受を製造するもの）〔2994〕；変速機製造業（自動車用）〔3113〕

2976 工業窯炉製造業

主として石油、石炭、ガス及びその他の燃料を使用する工業

窯炉を製造する事業所をいう。

ただし、窯炉用の電熱装置を製造する事業所は中分類30〔3019〕に分類される。

○窯炉製造業（工業用のもの）

×窯炉用電熱装置製造業〔3019〕；電気炉製造業〔3019〕

2977 油圧・空圧機器製造業

主として油圧又は空気圧により作動する機器を製造する事業所をいう。

○油圧ポンプ製造業；油圧モータ製造業；油圧バルブ製造業；油圧シリンダ製造業；油圧アクチュエータ製造業；油圧フィルタ製造業；油圧ユニット機器製造業；空気圧フィルタ製造業；空気圧バルブ製造業；空気圧シリンダ製造業；空気圧ユニット機器製造業；空気圧ルブリケータ製造業；流体素子製造業

×空気ハンマ製造業〔2942〕；空氣動工具製造業〔2944〕

2978 化学機械・同装置製造業

主として一般化学製品製造工場などで使用される機械及び装置を製造する事業所をいう。

主な製品は、分離機器、熱交換器、混合機、反応用機器、蒸発機器、電解槽、乾燥機器、焼成機などである。

主として醸造機械及び搾油機械を製造する事業所は小分類296〔2961〕に、赤外線乾燥装置を製造する事業所は中分類30〔3019〕に、高周波加熱装置を製造する事業所は中分類30〔3069〕に分類される。

○化学機械・同装置製造業；ろ過機器・同装置製造業；分離機器・同装置製造業；集じん機器・同装置製造業；圧搾機器・同装置製造業；熱交換機・同装置製造業；混合機・かくはん機・粉碎機・同装置製造業；反応用機器・同装置製造業；蒸煮機器・同装置製造業；化学装置用タンク・同装置製造業；乾燥機器・同装置製造業；焼成機器・同装置製造業；造水装置・同装置製造業；大気汚染防止機器・同装置製造業；水質汚濁防止機器・同装置製造業；廃棄物処理機器・同装置製造業

×醸造用機械製造業〔2961〕；搾油機械製造業〔2961〕；赤外線乾燥装置製造業〔3019〕；高周波加熱装置製造業〔3069〕；コンクリートミキサ製造業〔2931〕

2979 その他の一般産業用機械・装置製造業

主として他に分類されない一般産業用機械及び装置を製造する事業所をいう。

○潜水装置製造業；潤滑装置製造業；自動車用代燃装置製造業；駐車装置製造業；スクリュープレス製造業；焼却炉製造業

✗ふいご製造業〔2972〕；捕鯨砲製造業〔2969〕；消火器製造業〔2991〕；包装・こん包機械製造業〔2997〕

298 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業

2981 事務用機械器具製造業

主として事務用機械器具を製造する事業所をいう。

主な製品は、データ処理機械、計算機械、会計機械、謄写機、複写機、事務用印刷機、あて名印刷機、マイクロ写真機械、時間記録機械、タイプライタ、金銭登録機械、ファイリングシステム用器具、貨幣処理機械などである。

ただし、主としてプログラム内蔵方式であってプログラム言語を使用する電子計算機及び電子会計機械を製造する事業所は中分類30〔3051〕に分類される。

○事務用機械器具製造業；事務用印刷機械製造業；電子式卓上計算機製造業；電子会計機製造業（プログラム内蔵方式でないもの）；複写機製造業；分類機、検孔機などのカード式関係機器製造業；エアショータ（気送管）製造業；事務用シュレッダ製造業；製図機械器具製造業

✗電子計算機製造業（プログラム内蔵方式であってプログラム言語を使用するものに限る）〔3051〕；電子会計機製造業（プログラム内蔵方式であってプログラム言語を使用するものに限る）〔3051〕；謄写版製造業〔3449〕；計算尺製造業〔3449〕；製図用器具（三角・T定規、コンパス、鳥口など）製造業〔3449〕；そろばん製造業〔3449〕

2982 ミシン製造業

主としてミシン（工業用ミシンを含む）を製造する事業所をいう。

- ミシン製造業；工業用ミシン製造業；工業用ミシン組立業；ミシン部分品製造業（テーブルを除く）
×ミシンテーブル製造業〔1711〕；ミシン針製造業〔3454〕；高周波ミシン製造業〔3069〕

2983 毛糸手編機械製造業

主として毛糸手編機械を製造する事業所をいう。

- 毛糸手編機械製造業；毛糸手編機械附属品製造業

2984 冷凍機・温湿調整装置製造業

主として工業用及び商業用冷凍機、冷蔵装置、製氷機、冷凍陳列箱及び温湿調整装置（ウインドタイプエアコンディショナを除く）を製造する事業所をいう。

主として水を用いる冷蔵庫を製造する事業所は中分類17〔1711〕に、ウインドタイプエアコンディショナ、電気冷蔵庫を製造する事業所は中分類30〔3021〕に分類される。

- 冷凍機製造業；製氷装置製造業；冷蔵装置製造業；工業用温湿調整装置製造業；パッケージタイプエアコンディショナ製造業；冷却塔製造業
×冷蔵庫製造業（水を用いるもの）〔1711〕；電気冷蔵庫製造業〔3021〕；ウンドタイプエアコンディショナ製造業〔3021〕

2989 その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業

主として事務用、サービス用、又は民生用で他に分類されない機械及び装置を製造する事業所をいう。

主な製品は、営業用洗濯機、ドライクリーニング機、プレス機などである。

主として民生用電気機械器具を製造する事業所は中分類30〔3021〕に分類される。

- 営業用洗濯機製造業；娯楽機械製造業；自動販売機製造業；家庭用淨水器製造業；自動車整備、サービス機器製造業（自動車電装試験機器、自動車整備リフト、自動車洗浄機、自動車ジャッキ、自動車車輪機器、自動車車体機器、自動車車検機器、機関機器、自動車給油機器等）

×家庭用電気洗濯機製造業〔3021〕；真空掃除機製造業〔3021〕；電気こんろ製造業〔3021〕；計量ポンプ製造業〔3212〕

299 その他の機械・同部分品製造業

2991 消火器具・消火装置製造業

主として消火器、消火装置の製造及び消防自動車のぎ装を行う事業所をいう。

主な製品は、送水式動力消火装置、泡まつ発生式動力消火装置、散水式動力消火装置及び消火器である。

○消火器製造業；消火装置製造業；消防自動車ぎ装業

×消防用動力ポンプ製造業〔2971〕；消防用自動車製造業〔3111〕

2992 弁・同附属品製造業

主として流体の通路においてこれを導入し、遮断などして流体の制御に用いられる弁、コック及びその部分品、附属品を製造する事業所をいう。

ノズル、止め栓及び類似の配管用品を製造する事業所は中分類28〔2831〕に分類される。

○一般バルブ・コック製造業；自動調整バルブ製造業；高温・高圧バルブ製造業；給排水栓製造業；蛇口製造業

×ノズル製造業〔2831〕；止め栓製造業〔2831〕；自動車用バルブ製造業〔3113〕；自転車用バルブ製造業〔3131〕；航空機用バルブ製造業〔3159〕

2993 パイプ加工・パイプ附属品加工業

主として購入したパイプに切断、ねじ切り、曲げ作業を行い若しくはパイプ附属品の取り付け作業を行い機械用金属製パイプ加工品を製造する事業所をいう。

○異形管製造業（購入管によるもの）；パイプ加工業（購入パイプによるもの）

2994 玉軸受・ころ軸受製造業

主として玉及びころ軸受並びにその部分品を製造する事業所

をいう。

主として玉及びころ軸受以外の軸受を製造する事業所は小分類 297 [2975] に分類される。

○ころ軸受・同部分品製造業；玉軸受・同部分品製造業；プラスチック製軸受製造業；ポールベアリング製造業

×軸受製造業（ころ・玉軸受を除く）[2975]

2995 ピストンリング製造業

主としてピストンリングを製造する事業所をいう。

○ピストンリング製造業

2996 金型・同部分品・附属品製造業

主として金属、非金属製品の塑性加工に使用される金属製の型（プレス用、鍛造用、粉末や金用、鋳造用、ダイカスト用、プラスチック用、ゴム用、ガラス用、窯業用など）、部品（ガイドピンなど）及び附属品（ダイセットなど）を製造する事業所をいう。

○金属製品用金型製造業；非金属製品用金型製造業；金型部分品・附属品製造業

2997 包装・荷造機械製造業

主として包装（充てんを含む）及び荷造する機械装置及び同部分品、附属品などを製造する事業所をいう。

また、瓶、缶などに充てんする機械装置及び同部分品、附属品を製造する事業所も本分類に含まれる。

主として食料品加工機械を製造する事業所は中分類 29 [2961] に、プラスチック成形加工機械を製造する事業所は中分類 29 [2966] に、計量器を製造する事業所は中分類 32 (3213) に分類される。

○包装機製造業（真空式、収縮式を含む）；充てん機製造業（計量式、容器成形式、製袋式を含む）；アンプル充てん機械製造業；計重式・計量式・計算式供給

装置製造業；ふた付機械製造業；ラベルはり付機械製造業；小箱詰機械製造業；上包機械製造業；シール機械製造業；ケース組立機製造業（はり合せ詰込機を含む）；テープはり機製造業；バンド掛機製造業；結束機製造業；くぎ綴機製造業；ボクサー製造業；缶詰機械製造業；瓶詰機械製造業
× 食料品加工機械製造業〔2961〕；紙工機械製造業〔2964〕；プラスチック成形加工機械製造業〔2966〕；はかり製造業〔3213〕

2998 産業用ロボット製造業

主としてマニピレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、数値制御ロボットなどの産業用ロボットを製造する事業所をいう。

ただし、自動立体倉庫装置を製造する事業所は、小分類297〔2974〕に分類される。

○産業用ロボット製造業

× 自動立体倉庫装置製造業〔2974〕

2999 各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）

主として自己又は他人の所有する材料を機械処理して、多種類の機械及び部分品の製造加工及び修理を行う事業所をいう。

これらの事業所は一般に賃加工又は請負加工などを行うものであり、金属工作機械及び他の動力付金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理とを行うものである。

これらの事業所はその業態に特徴があって、製造と修理とを分離しえないので、製品によって分類する一般の分類方法とは別に、修理活動をも含めて本項目を設け、これらの事業所をここに分類することにした。

ただし、専ら機械の修理を行う事業所は大分類L－サービス業〔82〕に分類される。

○機械・部品製造修理業（主な製品が定まらないもの）；取付具製造請負業（主な製品が定まらないもの）；各種機械製造修理業（各種機械の製造と修理を行うもの）

× 一般機械修理業（修理を専業とするもの）〔8211〕；電気機械器具修理業（修理を専業とするもの）〔8212〕